

# もりした歯科医院が

## 厚生労働省 認定

### **「かかりつけ歯科機能強化型歯科診療所」 に選ばれました**

平成28年4月より厚生労働省によって新設された医療制度です。患者さま一人ひとりへ、「生涯にわたって安心・安全な治療を提供」することはもちろん、「定期的なお口の検診や予防を図る」ことで、患者さまの健康に寄与することができると認められた歯科医院で、高度な施設基準を設け、それを満たした診療所のみに「かかりつけ歯科医機能強化型診療所」として認定するというものです。これは全国69000件ある歯科医院のうちわずか3%の施設のみに認定されている制度ですが、今回もりした歯科医院も施設基準を満たし、「かかりつけ歯科医機能強化型診療所」として認定されました。今後も地域診療に貢献できるように、スタッフ一同がんばりますのでよろしくお願いします。